

平成27年第1回定例会（2月議会）
建設部 提出資料（2月18日提出）

建設委員会

【議案関係】

- 都市計画課 秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案について 1
- 下水道課 平成27年度県北地区広域汚泥処理事業に要する
経費の一部負担について 6
- 道路課 秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について 7
- 建築住宅課 秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の
一部を改正する条例案について 18
- 建築住宅課 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の
一部を改正する条例案について 23
- 建築住宅課 秋田県宅地建物取引士証書換え交付等
手数料徴収条例案について 35

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案について

平成27年2月18日
都市計画課

1 改正理由

都市公園の占用に係る使用料については、県が管理する道路の占用料と同額としているため、秋田県道路占用料徴収条例の一部改正にあわせて改正する。

2 改正内容

都市公園に公園施設以外の工作物やその他の物件、又は施設を設けて都市公園を占用しようとする場合の使用料について、都市公園の区分を設けるとともに、その額を改定するものである。

現行の都市公園区分	改正後の都市公園区分	対応する改正後秋田県道路占用料徴収条例の所在地区分
区分無	秋田県立小泉瀉公園 秋田県立中央公園	第1級地：秋田市
	—	第2級地：能代市、横手市、大館市、 湯沢市、瀉上市、八郎瀉町
	秋田県立北 ^{もり} 欧の杜公園	第3級地：第1，2級地以外の市町村

3 施行期日

平成27年4月1日

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

		別表（第十四条関係）										新
		略										新
		二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占用する 場合の使用料										新
共架	区分	電柱										使用料の額
		第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	地上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	共用面積一平方メートルにつき一年	
		略										新
		二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占用する 場合の使用料										旧
共架	区分	電柱										使用料の額
		第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	地上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	共用面積一平方メートルにつき一年	
		略										旧
		二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占用する 場合の使用料										旧
	秋田県立小泉潟公園及び秋田県立中央公園	四三〇円	六六〇円	九〇〇円	三九〇円	六二〇円	八五〇円	三九円	三八〇円	二三〇円	一七〇円	
	秋田県立北欧の杜公園	三一〇円	四八〇円	六五〇円	二八〇円	四五〇円	六二〇円	二八円	二七〇円			
		五六〇円	八六〇円	一、二〇〇円	五〇〇円	八〇〇円	一、一〇〇円	五〇円	四九〇円	三〇〇円		

三・四略 備考略	工事用板囲い、	き一年
	足場、詰所その	
	他の工事用施設	
	及び土石、竹木	
その他の工事用	占用面積	一九〇円
材料の置場	一平方メ	
	ートルに	
	つき一月	
		七六円

三・四略 備考略	工事用板囲い、足場	占用面積一平方メ
	、詰所その他の工事	
	用施設及び土石、竹	
	木その他の工事用材	
料の置場	占用面積一平方メ	二〇〇円
	ートルに	
	つき一月	

平成27年度県北地区広域汚泥処理事業に要する 経費の一部負担について

平成27年2月18日
下 水 道 課

1 県北地区広域汚泥処理事業の概要

流域下水道大館処理センターに汚泥燃料化施設を建設し、県北地区の3市3町1組合の生活排水処理汚泥を集約処理する。

2 平成27年度の事業概要

(1) 内 容

汚泥処理施設の基本設計

- ・施設基本設計
- ・設計諸元の整理（汚泥量、汚泥性状 等）
- ・入札、契約形態の整理検討 等

(2) 事業費 39,700千円（うち国庫補助対象：37,000千円）

【財源内訳】

国	費	18,500千円
下	水	道
債		10,600千円
市	町	村
等	負	担
金		10,600千円

3 経費の負担方法

経費の負担は、事業費から国費を控除した額を県と市町村等で1/2ずつ負担し、それぞれの市町村等の負担は想定汚泥量比で按分する。

※想定汚泥量比：関連団体の供用開始後20年間に想定される処理汚泥量の比

建 設 事 業 費						
国 費 (1/2~2/3)			県 (起債) (1/4-1/6)		市町 村等 (1/4-1/6)	
			1/2		1/2	
能 代 市	大 館 市	鹿 角 市	小 坂 町	藤 里 町	八 峰 町	能 代 組 合
想定汚泥量比(20年間)で按分						

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について

平成27年2月18日
道 路 課

1 改正理由

道路法施行令の一部を改正する政令の施行にあわせて、県が管理する道路に係る占用料の額を改定する等の必要がある。

2 改正内容

道路占用料は道路使用の対価という考え方に基づいており、占用料の算定の基礎となる地価水準（固定資産税評価額）の変動を反映させるものである。

また、道路占用料は、占用物件やその所在地ごとに定められているが、所在地の区分についても地価との関連性を重視するという国の改正方針にあわせ、現行の2区分から3区分にするものである。

<現行の所在地区分>	<改正後の所在地区分>
市 町村	第1級地：秋田市 第2級地：能代市、横手市、大館市 湯沢市、潟上市、八郎潟町 第3級地：第1，2級地以外の市町村

3 施行期日

平成27年4月1日

その他のもの	占用面積	平方メートルにつき	トールに	方メートル	平方メートルにつき	表示面積	平方メートル	トールに	平方メートルにつき	広告塔	郵便差出箱及び信書差出箱	郵便差出所	公衆電話	もの及び	に類する	の他にこれ	変圧塔その他	変圧塔	地下に設ける変圧器	地上に設ける変圧器	一個につき
	六四〇				一、一〇〇						二七〇					六四〇			一九〇		三一〇
	五六〇				七六〇						二四〇					五六〇			一七〇		二七〇

その他のもの	占用面積	平方メートルにつき	トールに	方メートル	平方メートルにつき	表示面積	平方メートル	トールに	平方メートルにつき	広告塔	郵便差出箱及び信書差出箱	郵便差出所	公衆電話	もの及び	に類する	の他にこれ	変圧塔その他	変圧塔	地下に設ける変圧器	地上に設ける変圧器	一個につき
	八二〇				九九〇						三四〇					八二〇			二五〇		四〇〇

三十 法第 街及 が一 年	地下 階数	施設 第四号に掲げる	法第三十二條第一項第三号及び第四号に掲げる	占用面積一平方メートルにつき	の	以上のもの	メートル以上のもの	外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上のもの	外径が〇・七メートル未満のもの	満のもの	〇・七メートル未満のもの	〇・七メートル以上のもの	四メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上のもの	満のもの	〇・四メートル以上のもの	三メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上のもの	満のもの	一メートル未満のもの						
																						七〇	四六〇	二三〇	一六〇	九三	
Aに〇・〇〇四を乗じて得た額			七七〇	七七〇			四六〇		二三〇					一六〇					九三								
																							六四〇	三八〇	一九〇	一三〇	七六
																							五六〇	三四〇	一七〇	一二〇	六七

二条第一 法第三十 街及 が一 年	地下 階数	掲げる施設	法第三十二條第一項第三号及び第四号に掲げる施設	占用面積一平方メートルにつき	の	以上のもの	外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上のもの	外径が〇・七メートル未満のもの	満のもの	〇・七メートル未満のもの	〇・七メートル以上のもの	四メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上のもの	満のもの	〇・四メートル以上のもの	三メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上のもの	満のもの	一メートル未満のもの	
																					一〇〇〇
Aに〇・〇〇四を乗じて得た額			一、〇〇〇	一、〇〇〇			六〇〇		三〇〇					二二〇				一二〇			

令第 看板 一時	法第 三十 二条 第一 項第 六号 に掲 げる 施設						法第 三十 二条 第一 項第 五号 に掲 げる 施設					
	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト
一九〇												
一一〇												
七六												

令第七 条	法第 三十 二条 第一 項第 六号 に掲 げる 施設						法第 三十 二条 第一 項第 五号 に掲 げる 施設					
	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト
二〇〇												
九九												

備考 一 略 二 所在地とは占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。 (一) 第一級地 秋田市の区域をいう。 (二) 第二級地 能代市、横手市、大館市、湯沢市、潟上市及び南秋田郡八郎潟町の区域をいう。 (三) 第三級地 第一級地及び第二級地以外の市町村の区域をいう。 三〇九 略	上空に設けるもの その他のもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額 Aに〇・〇二八を乗じて得た額

備考 一 略 二 所在地とは占用物件の所在地をいい、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。 三〇九 略	上空に設けるもの その他のもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額 Aに〇・〇二八を乗じて得た額

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

平成27年2月18日
建築住宅課

1 改正理由

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度における評価項目が見直されたことにより、長期優良住宅の認定申請において住宅性能評価書の活用が可能となったことから、同評価書を添付する場合の長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る手数料を新たに定める必要がある。

2 改正内容

＜例＞ 対象住宅の区分	認定申請手数料の額（1件につき）		
	通常の申請	適合証の添付	住宅性能評価書の添付（新設）
一戸建ての住宅	45,000円	17,000円	20,000円

※変更認定申請手数料は、認定申請手数料の額の1/2とする。

3 施行期日 平成27年4月1日

＜参 考＞ 長期優良住宅認定制度と住宅性能表示制度について

（1）長期優良住宅認定制度

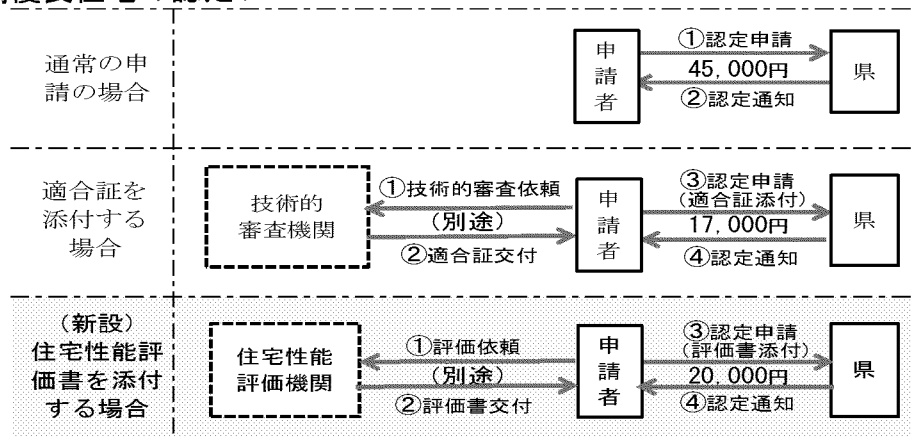
長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期使用構造等の基準を満たす優良な住宅を所管行政庁が認定する制度。税制等の優遇措置がある。

知事が認める技術的審査機関が交付する適合証（長期使用構造等の基準を満たすことを証する書面）を添付して申請する場合には、手数料が減額される。

（2）住宅性能表示制度

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の性能について第三者機関の客観的評価により性能を表示する制度。国土交通大臣の登録を受けた住宅性能評価機関が住宅性能評価書を交付する。紛争処理や地震保険等の優遇措置がある。

（3）長期優良住宅の認定フロー



※ 金額は一戸建て住宅の例

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
区分	手数料の額(一件につき)	区分	手数料の額(一件につき)
<p>一 法第五条第一項から第三項までの規定による計画の認定の申請(以下「計画認定申請」という。)</p> <p>(一) 一戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。))第四条第一号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。)に係るもの</p> <p>(二) 住戸の総数(計画認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項において同じ。)が五戸以下の共同住宅等(省令第四条第二号に規定する共同住宅等をいう。以下同じ。)に係るもの</p>	<p>四万五千元(計画が法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合することを知事が認める者が証する書類(以下「適合証」という。))を提出する場合にあつては、一万七千元、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の写し(以下「設計住宅性能評価書の写し」という。))を提出する場合にあつては二万円)十万二千元(適合証を提出する場合にあつては三万円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては五万七千元)</p>	<p>一 法第五条第一項から第三項までの規定による計画の認定の申請(以下「計画認定申請」という。)</p> <p>(一) 一戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。))第四条第一号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。)に係るもの</p> <p>(二) 住戸の総数(計画認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項において同じ。)が五戸以下の共同住宅等(省令第四条第二号に規定する共同住宅等をいう。以下同じ。)に係るもの</p>	<p>四万五千元(計画が法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合することを知事が認める者が証する書類(以下「適合証」という。))を提出する場合にあつては、一万七千元</p>

(三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの	十六万三千円（適合証を提出する場合にあつては四万八千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては九万円）
四 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの	三十一万九千円（適合証を提出する場合にあつては八万六千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては十六万九千円）
五 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等に係るもの	五十七万千円（適合証を提出する場合にあつては十五万円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては十九万二千円）
六 住戸の総数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等に係るもの	九十八万円（適合証を提出する場合にあつては二十五万五千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては四十五万三千円）
七 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの	百八十一万千円（適合証を提出する場合にあつては四十八万四千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては八十四万三千円）
八 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの	二百五十八万七千円（適合証を提出する場合にあつては六十九万二千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては百十七万二千円）
九 住戸の総数が三百一戸	三百十六万八千円（適合証を

(三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの	十六万三千円（適合証を提出する場合にあつては、四万八千円
四 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの	三十一万九千円（適合証を提出する場合にあつては、八万六千円
五 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等に係るもの	五十七万千円（適合証を提出する場合にあつては、十五万円
六 住戸の総数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等に係るもの	九十八万円（適合証を提出する場合にあつては、二十五万五千円
七 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの	百八十一万千円（適合証を提出する場合にあつては、四十八万四千円
八 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの	二百五十八万七千円（適合証を提出する場合にあつては、六十九万二千円
九 住戸の総数が三百一戸	三百十六万八千円（適合証を

<p>以上の共同住宅等に係るもの</p>	<p>提出する場合にあつては八十三万六千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては百四十二万九千円)</p>
<p>二 法第八条第一項の規定による計画の変更の認定の申請（以下「計画変更認定申請」という。）</p> <p>(一) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(二) 住戸の総数（計画変更認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項において同じ。）が五戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(四) 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(五) 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅</p>	<p>二万二千五百円（適合証を提出する場合にあつては八千五百円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては一万円）</p> <p>五万千円（適合証を提出する場合にあつては一万五千五百円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては二万八千五百円）</p> <p>八万五千五百円（適合証を提出する場合にあつては二万四千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては四万五千円）</p> <p>十五万九千五百円（適合証を提出する場合にあつては四万三千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては八万四千五百円）</p> <p>二十八万五千五百円（適合証を提出する場合にあつては七</p>
<p>以上の共同住宅等に係るもの</p>	<p>提出する場合にあつては、八十三万六千円</p>
<p>二 法第八条第一項の規定による計画の変更の認定の申請（以下「計画変更認定申請」という。）</p> <p>(一) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(二) 住戸の総数（計画変更認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項において同じ。）が五戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(四) 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(五) 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅</p>	<p>二万二千五百円（適合証を提出する場合にあつては、八千五百円）</p> <p>五万千円（適合証を提出する場合にあつては、一万五千五百円）</p> <p>八万五千五百円（適合証を提出する場合にあつては、二万四千元）</p> <p>十五万九千五百円（適合証を提出する場合にあつては、四万三千元）</p> <p>二十八万五千五百円（適合証を提出する場合にあつては、七</p>

備考 略	三・四 略	<p>宅等に係るもの</p> <p>(六) 住戸の総数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(七) 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(八) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(九) 住戸の総数が三百一戸以上の共同住宅等に係るもの</p>	<p>万五千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては十四万六千元)</p> <p>四十九万円(適合証を提出する場合にあつては十二万七千五百円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては二十二万六千五百円)</p> <p>九十万五千五百円(適合証を提出する場合にあつては二十四万二千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては四十二万五千五百円)</p> <p>百二十九万三千五百円(適合証を提出する場合にあつては三十四万六千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては五十八万六千元)</p> <p>百五十八万四千元(適合証を提出する場合にあつては四十一万八千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては七十一万四千五百円)</p>
		<p>宅等に係るもの</p> <p>(六) 住戸の総数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(七) 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(八) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(九) 住戸の総数が三百一戸以上の共同住宅等に係るもの</p>	<p>七万五千元)</p> <p>四十九万円(適合証を提出する場合にあつては、十二万七千五百円)</p> <p>九十万五千五百円(適合証を提出する場合にあつては、二十四万二千元)</p> <p>百二十九万三千五百円(適合証を提出する場合にあつては、三十四万六千元)</p> <p>百五十八万四千元(適合証を提出する場合にあつては、四十一万八千元)</p>

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の 一部を改正する条例案について

平成27年2月18日
建 築 住 宅 課

1 改正理由

建築確認申請の際、一定規模以上の建築物については構造計算適合性判定が義務付けられているが、建築基準法の改正により、申請者が建築確認申請とは別に構造計算適合性判定を指定構造計算適合性判定機関に直接申請し判定を受けることとなるため、当該事務に係る手数料を廃止するとともに、建築基準法施行令の改正による、既存建築物の移転の特例の認定に係る手数料を定める必要がある。

2 改正内容

- (1) 構造計算適合性判定に係る手数料を廃止する。
- (2) 既存建築物の敷地外への移転の特例認定に係る手数料を1件につき27,000円とする。
- (3) 引用している建築基準法の条項を改める。

3 施行期日等

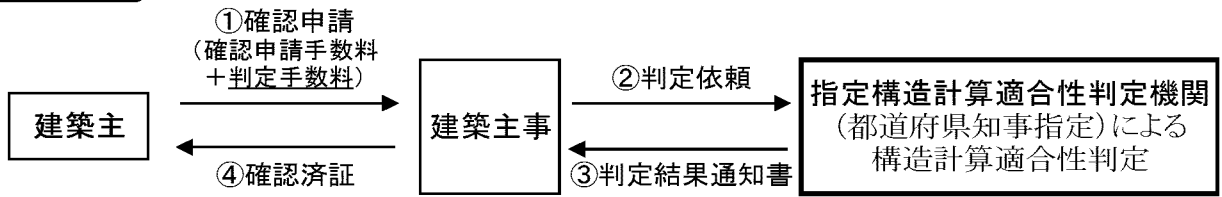
- (1) 平成27年6月1日
- (2) 構造計算適合性判定手数料の徴収について、秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例及び秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例において、本条例を準用しているため、あわせて廃止するための規定の整理を行う。

<参 考> 建築基準法の改正について

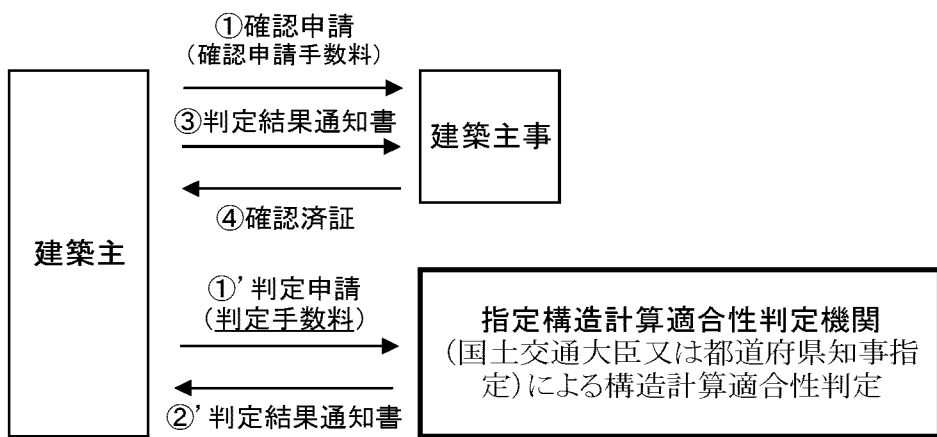
より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関連基準の見直し、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率の合理化等の措置を講ずるため、建築基準法の一部が改正（平成26年6月4日公布、平成27年6月1日施行）された。

■ 構造計算適合性判定制度の見直し

改正前

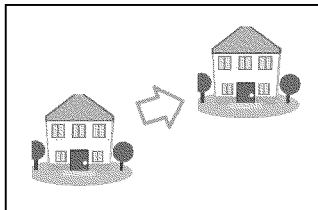


改正後

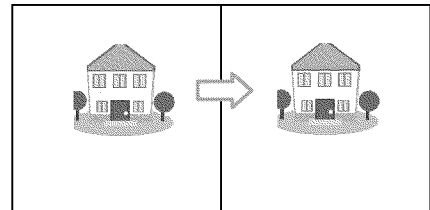


■ 「移転」規定の見直し

① 同一敷地内の移転



② 他の敷地への移転



改正前

そのまま移動可能

新築扱い（現行法が適用される）
⇒ 現行規定に適合させるための改修等が必要

改正後

そのまま移動可能

特定行政庁が、交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと認める場合
⇒ 現行規定にかかわらずそのまま移動可能

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
略	区分	略	区分
略	手数料の額	略	手数料の額
		<p>二 法第六条第五項、第六條の二第三項若しくは第十八條第四項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)の請求又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十八條第四項(同法第十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定による特定建築物(構造計算適合性判定を要する特定建築物に限る。)に関する計画の適合の通知の受理の申出</p> <p>イ 床面積の合計が五百平方メートル以内のもの</p> <p>ロ 床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの</p>	
		<p>構造計算一件につき 十九万九千円(プログラムにより構造計算を行った場合にあつては、十三万八千円)</p> <p>構造計算一件につき 十九万九千円(プログラムにより構造計算を行った場合にあつては、十三万八千円)</p>	

<p>二 法第七条第一項の規定による建築物に関する工事の完了の検査の申請又は法第十八条第十六項の規定による建築物に関する工事の完了の通知</p> <p>イ 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの</p>	
<p>一万四千元（法第七条の三第七項の規定の適用がある場合における法第七条第一項の規定による建築物に関する工事の完了の検査又は法第十八条第二十三項の規定の適用がある場合における同条第十七項</p>	
<p>三 法第七条第一項の規定による建築物に関する工事の完了の検査の申請又は法第十八条第十四項の規定による建築物に関する工事の完了の通知</p> <p>イ 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの</p>	<p>ハ 床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの</p> <p>ニ 床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの</p> <p>ホ 床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの</p> <p>ヘ 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの</p>
<p>一万四千元（法第七条の三第七項の規定の適用がある場合における法第七条第一項の規定による建築物に関する工事の完了の検査又は法第十八条第二十一項の規定の適用がある場合における同条第十五項</p>	<p>は、十三万八千円）</p> <p>構造計算一件につき 二十六万五千元（プログラムにより構造計算を行った場合にあつては、十七万円）</p> <p>構造計算一件につき 三十万二千元（プログラムにより構造計算を行った場合にあつては、十八万八千円）</p> <p>構造計算一件につき 四十万二千元（プログラムにより構造計算を行った場合にあつては、四十二万七千円）</p> <p>構造計算一件につき 七十三万五千元（プログラムにより構造計算を行った場合にあつては、四十二万二千元）</p>

<p>十四 法第五十三条第五項第 請</p>	<p>十三 法第五十三条第四項の 規定による建築物の建蔽率 に関する特例の許可の申 請</p>	<p>五十二 略</p>	<p>四 法第七条の六第一項第一 号若しくは第二号又は第十 八条第二十四項第一号若し くは第二号（これらの規定 を法第八十七条の二又は第 八十八条第一項若しくは第 二項において準用する場合 を含む。）の規定による建 築物等の仮使用の認定の申 請</p>	<p>三 法第七条の三第一項の規 定による建築物に関する特 定工程に係る検査の申請又 は法第十八条第十九項の規 定による建築物に関する特 定工程に係る工事の終了の 通知 イリ 略</p>	<p>ロリ 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>の規定による建築物に関する 工事の完了の検査（以下この 項において「特例完了検査」 と総称する。）に係るものに あつては、一万二千円）</p>

<p>十五 法第五十三条第五項第 請</p>	<p>十四 法第五十三条第四項の 規定による建築物の建ぺい 率に関する特例の許可の申 請</p>	<p>六十三 略</p>	<p>五 法第七条の六第一項第一 号又は第十八条第二十二項 第一号 （これらの規定 を法第八十七条の二又は第 八十八条第一項若しくは第 二項において準用する場合 を含む。）の規定による建 築物等の仮使用の承認の申 請</p>	<p>四 法第七条の三第一項の規 定による建築物に関する特 定工程に係る検査の申請又 は法第十八条第十七項の規 定による建築物に関する特 定工程に係る工事の終了の 通知 イリ 略</p>	<p>ロリ 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>の規定による建築物に関する 工事の完了の検査（以下この 項において「特例完了検査」 と総称する。）に係るものに あつては、一万二千円）</p>

<p>三号の規定による建築物の 建蔽率に関する制限の適 用除外に係る許可の申請</p>	<p>十五～二十二 略</p>	<p>二十三 法第五十九条第一項 第三号の規定による高度利 用地区における建築物の容 積率、建蔽率、建築面積 又は壁面の位置に関する特 例の許可の申請</p>	<p>二十四～二十七 略</p>	<p>二十八 法第六十八条の第三 一項の規定による再開発等 促進区等の区域（以下この 項において「区域」という 。）における建築物の容積 率、同条第二項の規定によ る区域における建築物の建 蔽率 又は同条第三項の規 定による区域における建築 物の高さに関する制限の適 用除外に係る認定の申請</p>	<p>二十九～三十四 略</p>	<p>三十五 法第六十八条の五の 六の規定による地区計画等 の区域における建築物の建 蔽率の特例の認定の申請</p>	<p>三十六～三十八 略</p>	<p>三十九 法第八十六条第二項 の規定による既存の建築物</p>
	略	略	略	略	略	略	略	

<p>三号の規定による建築物の 建ぺい率に関する制限の適 用除外に係る許可の申請</p>	<p>十六～二十三 略</p>	<p>二十四 法第五十九条第一項 第三号の規定による高度利 用地区における建築物の容 積率、建ぺい率、建築面積 又は壁面の位置に関する特 例の許可の申請</p>	<p>二十五～二十八 略</p>	<p>二十九 法第六十八条の第三 一項の規定による再開発等 促進区等の区域（以下この 項において「区域」という 。）における建築物の容積 率、同条第二項の規定によ る区域における建築物の建 ぺい率 又は同条第三項の規 定による区域における建築 物の高さに関する制限の適 用除外に係る認定の申請</p>	<p>三十～三十五 略</p>	<p>三十六 法第六十八条の五の 六の規定による地区計画等 の区域における建築物の建 ぺい率の特例の認定の申請</p>	<p>三十七～三十九 略</p>	<p>四十 法第八十六条第二項 の規定による既存建築物</p>
	略	略	略	略	略	略	略	

<p>を前提とした総合的設計による建築物に関する特例の認定の申請</p> <p>イ 建築物（既存の建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合</p> <p>口 略</p>	略
<p>四十一 法第八十六条第四項の規定による既存の建築物を前提とした総合的設計により建築され、かつ、敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請</p> <p>イ 建築物（既存の建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合</p> <p>口 略</p>	略
<p>四十二～四十五 略</p> <p>四十六 法第八十六条の六第二項の規定による一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請</p>	略

<p>を前提とした総合的設計による建築物に関する特例の認定の申請</p> <p>イ 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合</p> <p>口 略</p>	略
<p>四十二 法第八十六条第四項の規定による既存建築物を前提とした総合的設計により建築され、かつ、敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請</p> <p>イ 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合</p> <p>口 略</p>	略
<p>四十三～四十六 略</p> <p>四十七 法第八十六条の六第二項の規定による一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請</p>	略

四十七・四十八 略	四十九 法第八十七条の二において準用する法第七条第一項の規定による建築設備に関する工事の完了の検査の申請又は法第八十七条の二において準用する法第十八条第十六項の規定による建築設備に関する工事の完了の通知	五十 略	五十一 法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する法第七条第一項の規定による工作物に関する工事の完了の検査の申請又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する法第十八条第十六項の規定による工作物に関する工事の完了の通知	五十二 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百三十一条の二第二項の規定による前面道路に関する特例の認定の申請	五十三 令 第百三十一条の二第三項の規定による壁面線又は壁面の
略	略	略	略	略	略

四十八・四十九 略	五十 法第八十七条の二において準用する法第七条第一項の規定による建築設備に関する工事の完了の検査の申請又は法第八十七条の二において準用する法第十八条第十四項の規定による建築設備に関する工事の完了の通知	五十一 略	五十二 法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する法第七条第一項の規定による工作物に関する工事の完了の検査の申請又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する法第十八条第十四項の規定による工作物に関する工事の完了の通知	五十三 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十一条の二第二項の規定による前面道路に関する特例の認定の申請	五十四 建築基準法施行令第百三十一条の二第三項の規定による壁面線又は壁面の
略	略	略	略	略	略

位置に関する特例の認定の申請	
五十四 令第三百三十七条の十六第二号の規定による既存の建築物の移転の特例の認定の申請	二万七千円

備考

一・二 略

三 この表一の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表四十八の項に定める額を加算した額とする。

四 この表二の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規

位置に関する特例の認定の申請	
----------------	--

備考

一・二 略

三 この表一の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に構造計算適合性判定を要する建築物の部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表二の項に定める額を加算した額とする。

四 この表一の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表四十九の項に定める額を加算した額とする。

五 この表二の項の床面積の合計は、構造計算適合性判定を要する建築物又は特定建築物の部分の床面積について算定する。

六 この表において「プログラムにより構造計算を行った場合」とは、一件の構造計算の主要部分について一のプログラム（法第二十条第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムをいう。）により一貫して構造計算を行い、かつ、同表一の項に掲げる申請若しくは通知又は同表二の項に掲げる請求若しくは申出をするときに当該構造計算の計算を記録した磁気ディスク等を併せて提出した場合をいう。

七 この表三の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規

<p>模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について算定する。</p> <p>五 この表二の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表四十九の項に定める額を加算した額とする。</p> <p>六 この表三の項の床面積の合計は、建築物を建築する場合にあつては当該建築に係る部分の床面積のうち当該検査前に施工された工事に係る建築物の部分の床面積について算定し、建築物の大規模の修繕をする場合にあつては当該修繕に係る部分の床面積のうち当該検査前に施工された工事に係る建築物の部分の床面積の二分の一について算定する。</p> <p>七 この表四十七の項の床面積の合計は、当該二以上の工事について、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める床面積について算定する。</p> <p>イ 一 略</p> <p>イ 二 略</p>	<p>模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について算定する。</p> <p>八 この表三の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表五十の項に定める額を加算した額とする。</p> <p>九 この表四の項の床面積の合計は、建築物を建築する場合にあつては当該建築に係る部分の床面積のうち当該検査前に施工された工事に係る建築物の部分の床面積について算定し、建築物の大規模の修繕をする場合にあつては当該修繕に係る部分の床面積のうち当該検査前に施工された工事に係る建築物の部分の床面積の二分の一について算定する。</p> <p>十 この表四十八の項の床面積の合計は、当該二以上の工事について、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める床面積について算定する。</p> <p>イ 一 略</p> <p>イ 二 略</p>
---	--

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正（附則第二項による改正）

<p style="text-align: center;">新</p> <p>別表（第二条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>一 一 三 略</p> <p>四 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、備考三の加算した額に当該昇降機を</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p>別表（第二条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>一 一 三 略</p> <p>四 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、備考三の加算した額に当該昇降機を</p>
--	--

<p>建築基準法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表四十八の項に定める額を加算した額とする。</p>	<p>建築基準法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表四十九の項に定める額を加算した額とする。</p> <p>五 確認の申出に係る審査に建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定を伴う場合の手数料の額は、備考三及び備考四の規定により計算した額に当該確認の申出に係る建築物の構造計算適合性判定が行われる部分の床面積の合計を建築基準法第六条第五項の規定による請求に係る構造計算適合性判定を要する建築物の部分の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表二の項に定める額を加算した額とする。</p> <p>六 略</p>
<p>秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正（附則第三項による改正）</p> <p>新</p> <p>（手数料の徴収）</p> <p>第一条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合であつて当該建築物が建築基準法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物であるときの手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を同法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表四十八の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。</p>	<p>旧</p> <p>（手数料の徴収）</p> <p>第一条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合であつて当該建築物が建築基準法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物であるときの手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を同法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表四十九の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。</p>

4 確認の申出に係る建築物の計画の審査に建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「構造計算適合性判定」という。）を伴う場合の手数料の額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該建築物の構造計算適合性判定が行われる部分の床面積の合計を同条第五項の規定による請求に係る構造計算適合性判定を要する建築物の部分の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表二の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。

秋田県宅地建物取引士証書換え交付等手数料徴収条例案について

平成27年2月18日
建 築 住 宅 課

1 制定理由

宅地建物取引業法の改正により、「宅地建物取引主任者」が「宅地建物取引士」に名称改正され、宅地建物取引士証の再交付に係る手数料について、新規及び更新と同様に手数料を徴収できることとなったことから、宅地建物取引士証の書換え交付及び再交付を受けようとする者から手数料を徴収するものである。

2 内 容

- (1) 宅地建物取引士証の書換え交付（氏名の変更に係るものに限る。）及び再交付を受けようとする者から、手数料を徴収する。
- (2) 手数料の額は、宅地建物取引士証の書換え交付及び再交付の申請1件につき4,500円とする。
- (3) 手数料は、申請があったときに徴収する。
- (4) 知事は、特別な事由があると認めるときは、手数料を減免することができるものとする。
- (5) 徴収した手数料は還付しないこととする。

3 施行期日

平成27年4月1日

<参 考> 宅地建物取引業法の改正について

- (1) 宅地建物取引業務の適正な実施を確保するため、宅地建物取引業法の一部が改正（平成26年6月25日公布、平成27年4月1日施行）された。
- (2) 主な改正概要
 - ①「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。
 - ②宅地建物取引士について、業務処理の原則、信用失墜行為の禁止、知識及び能力の維持向上に関する規定を定める。
 - ③宅地建物取引業者による従業者への必要な教育を行うことの規定を追加。

※宅地建物取引士証交付事務について

- ・新規及び更新（有効期間（5年））に係る手数料は、秋田県標準事務関係手数料徴収条例で4,500円と規定されている。
- ・書換え交付 — 宅地建物取引士証に記載の氏名又は住所が変更になった場合必要。
- ・再交付 — 宅地建物取引士証を紛失等した場合又は有効期間満了前の旧宅地建物取引主任者証を宅地建物取引士証に切り替える場合に申請可能。